

御存じですか？ ～出席停止となる感染症～

4月から新学期です。お子さんが元気に登校されることと思います。

学校保健安全法では、子供たちが、学校において予防すべき感染症（学校感染症）にかかった場合に、本人の休養と、周囲へのまん延・流行の予防のため、出席停止の措置が定められています。

学校感染症は、第一種、第二種、第三種の分類により、出席停止期間が決まっています。

*保育園は、学校保健安全法の適用を受けませんが、下の表に準じて施設長が判断します。

★第一種の感染症★

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであつてその血清亜型が H5N1 であるものに限る。）、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症

出席停止期間

治癒するまで

★第二種の感染症★

インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）

百日咳

はしか（麻疹）

おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）

風しん（三日ばしか）

水痘（水ぼうそう）

咽頭結膜熱（プール熱）

結核

出席停止期間*

熱が下がってから2日を経過するまで

特有のせきが消失するまで

熱が下がってから3日を経過するまで

耳下部のはれが消えるまで

発しんが消えるまで

すべての発しんがかさぶたになるまで

主要症状が消えてから2日を経過するまで

医師が感染のおそれがないと認めるまで

*症状等により、学校医その他の医師の判断で期間が変更される場合があります。

★第三種の感染症★

腸管出血性大腸菌感染症（O157 など）、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、その他の感染症

出席停止期間

医師が感染のおそれがないと認めるまで

「**京都市こどもの感染症**」では、子供の感染症予防に役立つ情報を提供しています。

（京都市衛生公害研究所ホームページ → [疫学情報部門](#) から）

* 気になる症状がある場合は、かかりつけの医療機関に相談しましょう。

消費者コーナーニュース No.110

（平成22年3月）

編集・発行 **京都市衛生公害研究所**

〒604-8845 京都市中京区壬生東高田町 1 番地の2
（西大路松原東へ 200m 南側） TEL (075) 312-4942
FAX (075) 311-3232

ホームページ [京都市衛生公害研究所](#)

検索

http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-5-5-0-0_1.html

京都市印刷物第 214682 号



— 同じです あなたとわたしの 大切さ —